

金武町複合庁舎建設 基本設計報告書

令和6年3月
金武町役場



1.設計の基本方針	
1-1	金武町複合庁舎建設基本構想のまとめ A01
1-2	基本構想の概要 A01
1-3	複合庁舎整備の基本方針 A01

2.設計と条件	
2-1	敷地概要・計画概要 A02
2-2	現況平面図 A03
2-3	敷地求積図 A04
2-4	建築確認内容概要書 A05
2-5	福祉のまちづくり適応項目表1 A06
2-6	福祉のまちづくり適応項目表2 A07
2-7	消防設置機器一覧表 A08
2-8	設計・施工工程（案）・概算工事費 A09

3.建築計画	
3-1	配置・動線計画図 A10
3-2	地下動線計画・平面計画図 A11
3-3	1階動線計画・平面計画図 A12
3-4	2階、3階動線計画・平面計画図 A13
3-5	外観計画 A14
3-6	防災計画（全体配置）～防災計画（地下、2階、3階） A15～16
3-7	省エネルギー計画・ユニバーサルデザイン A17
3-8	BCP対策計画 A18
3-9	仕上表 A19
3-10	建築面積・延べ面積 A20
3-11	室別面積（地階・1階）～室別面積（3階） A21～24
3-12	平均地盤面算定図 A25
3-13	配置図 A26
3-13	免震層平面図 A27
3-13	地下平面図 A28
3-13	1階平面図 A29
3-13	2階平面図 A30
3-13	3階・PH階・R階平面図 A31
3-13	立面図 A32
3-13	断面図 A33
3-14	壁仕様区分図（地下・1階） A34
3-14	壁仕様区分図（2階・3階・PH階） A35
3-15	床仕様区分図（地下・1階） A36
3-15	床仕様区分図（2階・3階・PH階・R階） A37
3-16	外構計画（造成計画） A38
3-16	外構計画（道路計画・駐車場計画） A39
3-16	外構計画（雨水排水計画） A40
3-16	外構計画（その他の付属物など計画） A41
3-16	外構計画（植栽計画） A42

4.構造計画	
4-1	建物概要 S01
4-2	構造基本方針 S01
4-3	基礎構造の基本計画 S02
4-4	上部構造の基本計画 S03
4-4	構造種別 S04

5.電気設備計画	
5-1	電気設備の基本方針 E01
5-2	構内配電線設備 E01
5-3	受変電設備 E01
5-4	発電機設備 E01
5-5	太陽光発電設備 E01
5-6	電灯設備 E01
5-7	動力設備 E02
5-8	拡声設備 E02
5-9	時刻表示設備 E02
5-10	テレビ共同受信設備 E02
5-11	誘導支援設備 E02
5-12	監視カメラ設備 E03
5-13	入退管理設備 E03
5-14	構内情報通信網用配管設備 E03
5-15	電話設備 E03
5-16	自動火災報知設備 E03
5-17	映像・音響設備 E03
5-18	議場設備 E03
5-19	防災情報無線用配管設備 E03
5-20	雷保護設備 E04
5-21	構内通信線路設備 E04
5-22	電気自動車用充電設備 E04
別添資料-1	受電方式について E05
別添資料-2	非常用発電機の仕様について E06
別添資料-3-1	非常用発電機 燃料備蓄計画について1 E07
別添資料-3-2	非常用発電機 燃料備蓄計画について2 E08
別添資料-4	非常用発電機の対象負荷 E09
別添資料-5	太陽光発電設備計画 E10

6.機械設備計画	
6-1	機械設備の基本方針 M01
6-2	空調設備計画 M01
6-3	換気設備計画 M01
6-4	給水設備計画 M02
6-5	排水設備計画 M02
6-6	衛生器具設備計画 M03
6-7	雨水利用設備計画 M03
6-8	消火設備計画 M03
別添資料-1-1	空調システムの比較 M04
別添資料-1-2	空調システムの比較 M05
別添資料-2	給水方式比較 M06
別添資料-3-1	上水貯水量について M07
別添資料-3-2	給排水衛生設備 M08
別添資料-4-1	雨水の有効利用について M09
別添資料-4-2	雨水の利用の推進に関する法律 M10

1.金武町複合庁舎建設基本構想のまとめ

1-1.複合庁舎建設の背景

現在の役場庁舎は昭和55年（1980年）度に完成し、供用開始しています。建設時においては必要な役場機能を全て備えた庁舎となっていました。地方分権改革等から、国や県の事務が市町村に移譲されたことによる業務量の増加により、庁舎が狭隘になり、教育委員会・保健福祉課・子ども支援課・住民生活課・上下水道課の一部機能が本庁舎から分離しました。機能の分散により、町民への行政サービスに不便をきたしていたことから、庁舎建設の必要性は認識されていたものの、事業実施には多額の財源が必要となるために事業の推進が困難な状況にありました。

平成30年（2018年）度に金武町から内閣官房長官に対し、複合庁舎建設の費用負担等を要請し、防衛省から複合庁舎の建設に活用できる再編推進事業補助金が提示されたことから、複合庁舎建設の検討を開始しました。

令和2年（2020年）2月に金武町複合庁舎用地検討委員会において建設候補地が、「金武町総合保健福祉センター周辺」と答申され、令和4年（2022年）3月には、「金武町複合庁舎基本構想」を策定しました。令和5年（2023年）3月に建設検討委員会での検討・審議、町民アンケート及び職員アンケートの実施、住民説明会や各種団体との意見交換会等を踏まえ、「金武町複合庁舎建設基本計画」を策定しました。

本基本設計では、基本構想及び基本計画をもとに具体的な機能の設定や適性な配置の検討を行い、次段階の実施設計につなげていくものとします。

1-2.基本構想の概要

【現庁舎の現状と課題】

- 1) 庁舎の分散
- 2) 施設の老朽化
- 3) 施設の狭隘化
- 4) ニーズ変化への対応
- 5) 防災拠点としての脆弱性
- 6) 働き方改革への対応の必要性

【コンセプト】

未来をそうぞう（想像・創造）する複合防災拠点

町民サービス機能の集約化、交流・防災機能の強化により
金武町の将来像

「みんなで築く 夢と希望がもてるまち」
を実現するための礎となる複合公共施設・庁舎を目指します。

【基本方針】

現庁舎が抱える課題を解消し、コンセプトを実現するために、導入することが望ましい機能を以下の通り定めます。

町民サービス 行政執行	シンプルでわかりやすく信頼できる庁舎づくり
交流	町民交流や国際交流の拠点となる空間づくり
ソーシャル インクルージョン	誰もが利用しやすく拠り所となる居場所づくり
防災	防災拠点として町民の安全安心を支える施設づくり
サステナビリティ	自然環境と共生し 情勢変化に柔軟に対応できる仕組みづくり

●用語解説

1. ソーシャルインクルージョン：社会的弱者を含む全ての人が、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念。
2. フェーズフリー：身の回りにあるモノやサービスを日常時と非常時の双方で役立てることが出来るという考え方。
3. サステナビリティ：持続可能性。自然環境や執務環境が長年にわたって機能やシステムを失わずに、良好な状態を持続できること。
4. ZEB：（Net Zero Energy Building/ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの支出をゼロにすることを目指した建物。

1-3.複合庁舎整備の基本方針

1) 町民サービス・行政執行

- 町民利用の多い課の低層階配置、わかりやすいレイアウトや案内表示、車いすやベビーカーも通りやすい通路など、来庁者がスムーズかつ快適に目的のサービスを受けることのできる効率的な機能配置を行います。
- 安心して話せる個別相談室の設置、のぞき見防止の設備やレイアウト配置などにより、個人情報やプライバシーの保護を強化します。
- 複合公共施設・庁舎は様々な目的で多くの人が入り出ることになるため、施設内のゾーニングごとにセキュリティレベルを設定し、レベルに応じた設備導入により、高い情報セキュリティを確保します。
- 行政情報や防災情報が整理された情報スペースの確保や親しみやすい議会施設により、各種団体や町民一人ひとりが参画しやすく、協働のまちづくりが促進される開かれた施設とします。
- 住民票や戸籍謄本原本などの紙媒体保管については耐火書庫の設置、また十分なスペースや空調設備を備えたサーバールーム整備により、安全性と信頼性を確保します。

2) 交流

- イベントやタウンプロモーションに活用できるスペース、特産品販売も兼ねる売店、カフェや食堂などを設備し、町民や来訪者が日常的に気軽に訪れ、憩いや交流の場となることで、イノベーションが生まれる空間を創出します。
- 町民や各種団体も利用できる会議室やネット環境の整ったコワーキングスペースなどを整備し、町民主体のまちづくりの拠点としての機能を充実させます。
- これら交流機能の空間づくりにおいては、非常時や災害時に柔軟に対応できるよう、可変性の確保を重視します。

3) ソーシャルインクルージョン

- ユニバーサルデザインの考えのもと、スムーズな動線確保やサイン計画、安心して施設利用するために必要な多機能トイレやキッズスペースなどの整備により、乳幼児連れや障がい者、高齢者、外国人なども含め誰もが利用しやすい施設とします。
- 町民の生活やまちづくり活動に関する様々な情報をわかりやすく伝える“情報発信基地”の機能を備えることで、本町での暮らしやすさを支えます。
- 自家用車での移動が主流である本町において、高齢者や学生などの交通弱者の“金武タウンセンター”のアクセシビリティ向上に向け、町内を巡回するコミュニティバス等についても検討します。

4) 防災

- 減災の考えに基づき、施設自体が安全安心な建築物であるよう、不燃化、耐震または免震構造の検討を行います。
- 災害対策本部機能を備える施設として、情報収集・発信、意思決定、人員配備等が迅速に行える通信機器の整備や効率的な設備配置、諸室のレイアウトを検討します。
- 災害発生時において、行政機能が継続可能であるよう、十分な自家発電、貯水、防災備品・備蓄を整備します。
- 臨機応変に急急・復旧措置が行えるよう、フェーズフリーの考え方を取り入れ、日常のおよび非常時それぞれにおいて有効活用できる施設・空間づくりに配慮します。

5) サステナビリティ

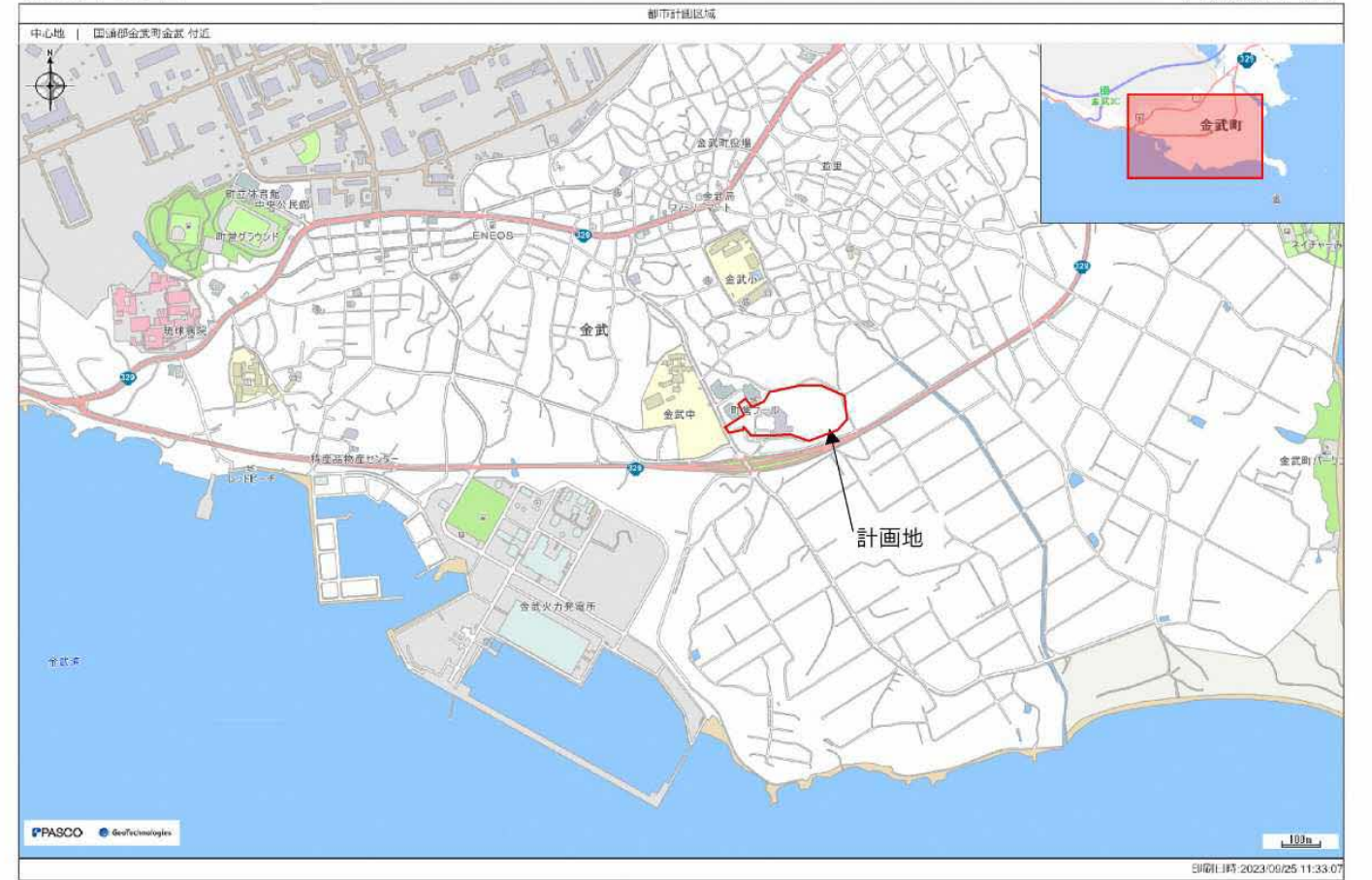
- ZEBの実現を目指し、昼光利用や自然換気などにより施設が必要とするエネルギーの低減を図るとともに、高効率な設備システムの導入、太陽光等の再生可能エネルギーの活用など、省エネ・創エネの効果的な組合せを検討し、環境にやさしく快適な空間づくりを行います。
- フリーアクセスフロアの検討やWi-Fiの整備などをはじめとし、多様な働き方・サービス提供への対応やDXの推進に資する環境基盤整備を行います。
- 執務スペースは関係課が連携しやすい隣接配置や打ち合わせスペースの共有、将来の機構改革などにフレキシブルに対応できるように可変性を確保したつくりとします。
- 会議室については、職員と町民・各種団体等が共同で使用でき、少人数・短時間の打ち合わせやオンラインミーティングなど多様化するニーズに対応できる環境づくりを行います。

敷地概要・計画概要

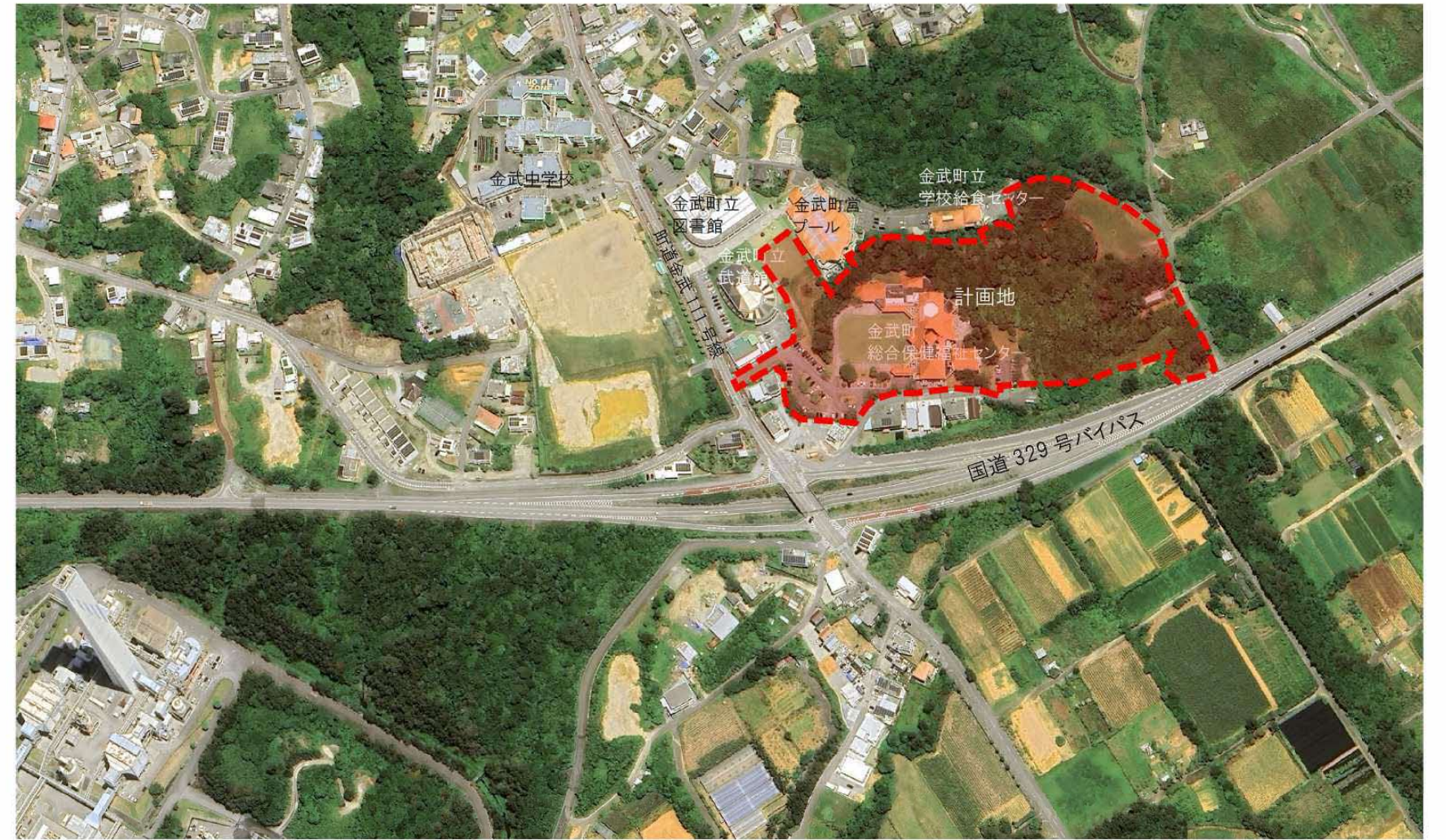
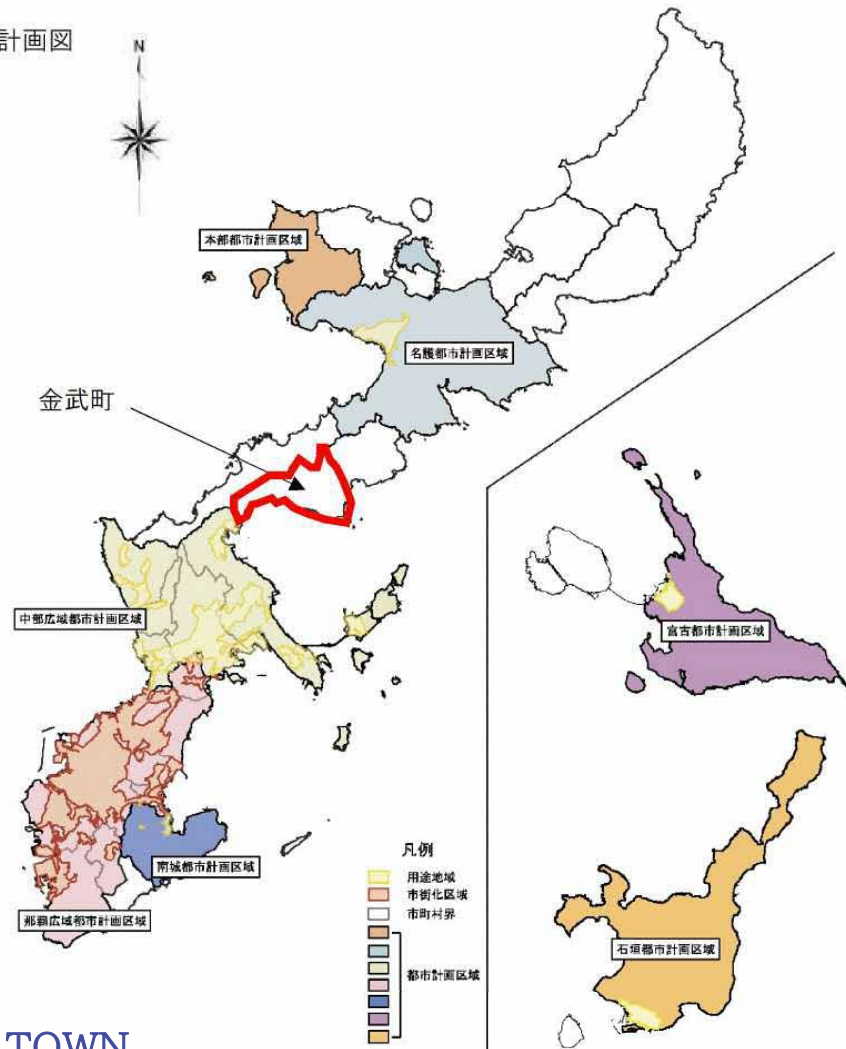
業務名称	金武町複合庁舎建設基本設計業務
敷地の場所	沖縄県国頭郡金武町金武
施設用途	庁舎(役場庁舎、総合保健福祉センター等の複合庁舎) 平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第2類とする。
敷地面積	約 38,350 m ²
都市計画区域の内外の別	都市計画区域外 未指定
防火地域	指定なし
その他の区域、地域等	指定なし
延べ面積	11,851.32 m ² (諸室面積:8,962.17 m ² 、屋根付駐車場等:2,889.15 m ²)
建築面積	5,597.67 m ²
主要構造及び階数	・鉄筋コンクリート造(基礎免震構造) ・階数:地下1階、地上3階
耐震安全性の分類	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類 ・構造体 : I類 ・建築非構造部材:A類 ・建築設備 : 甲類
駐車台数 ※必要台数 513 台	・約 518 台(既存駐車台数約 100 台+来庁者約 80 台+公用車約 76 台=256 台) (職員用 223 台+社会福祉協議会公用車 10 台+職員 20 台=253 台) ※車椅子駐車場 8 台、マイクロバス 3 台含

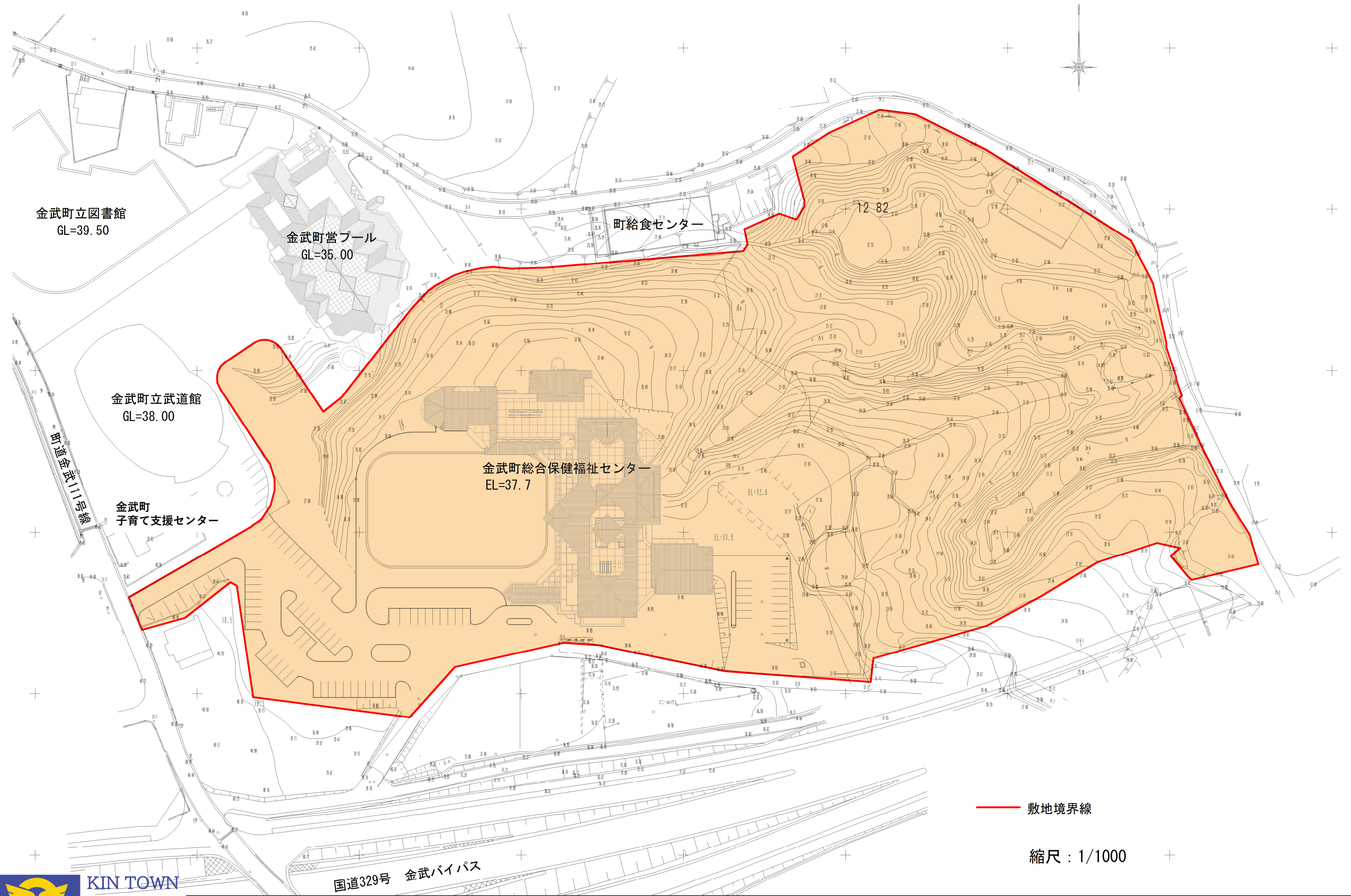
案内図・配置図

沖縄県 HP より



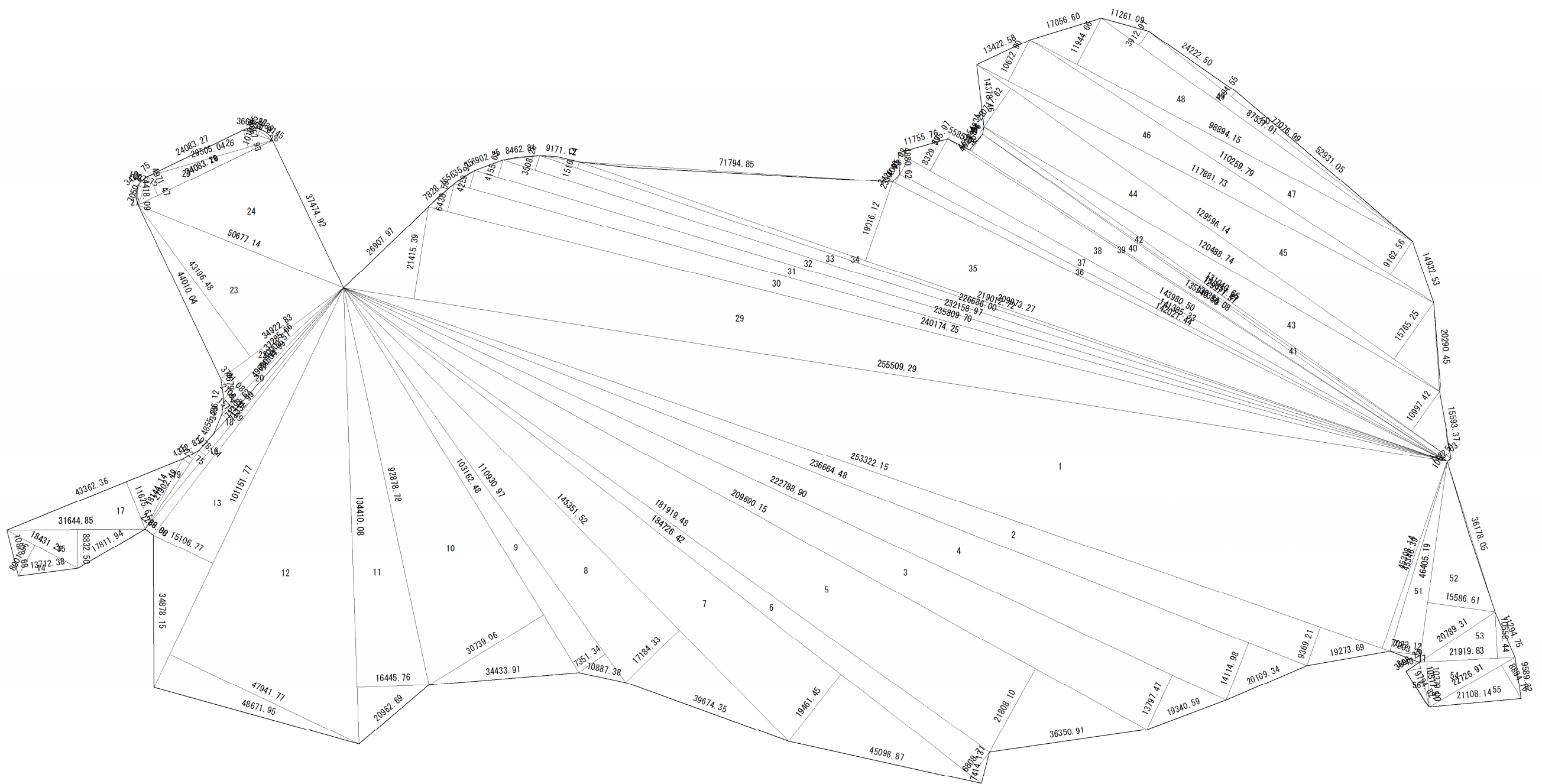
沖縄県都市計画図





敷地境界線

縮尺：1/1000



三角形	a	b	c	s	
				$s = \frac{a+b+c}{2}$	$\sqrt{s(s-a)(s-b)(s-c)}$
1	255509.29	45346.39	253322.15	277088.915	5738778017.630
2	19273.69	236664.48	253322.15	254630.160	1186712055.763
3	209690.15	19340.59	222788.90	225909.820	1536960461.064
4	20109.34	222788.90	236664.48	239781.360	1670256808.001
5	36350.91	181919.48	209690.15	213980.210	2286472966.043
6	181919.48	7414.13	184726.42	187030.015	628874916.491
7	45098.87	145351.52	184726.42	187588.405	1797521514.671
8	110930.97	39674.35	145351.52	147978.420	1248885180.569
9	103162.48	10887.38	110930.97	112490.415	407745227.682
10	92878.78	34433.91	103162.48	115237.585	1585558911.380
11	92878.78	20962.69	104410.08	109125.775	858551670.001
12	104410.08	48671.95	101151.77	127116.900	2424697424.460
13	71332.99	34878.15	101151.77	103681.455	764038517.429
14	13712.38	10828.68	18431.25	21486.155	3743093.364
15	18431.25	17811.94	31644.85	33944.020	139751680.718
16	2289.00	71393.62	71332.99	72507.805	81636145.554
17	18144.14	31644.85	43362.36	46575.675	252056723.143
18	21902.49	49620.11	71393.62	71458.110	70619532.626
19	4312.83	18144.14	21902.49	22179.730	21056403.512
20	4855.25	40003.57	44564.99	44711.905	35109832.544

三角形	a	b	c	s	
				$s = \frac{a+b+c}{2}$	$\sqrt{s(s-a)(s-b)(s-c)}$
21	3486.12	37285.66	40003.57	40387.675	42139918.092
22	34922.83	4579.64	37285.66	38394.065	70676380.056
23	50677.14	44010.04	34922.83	64805.005	754271575.310
24	50677.14	34083.20	37474.92	61117.630	638632372.922
25	29505.04	7050.87	34083.11	35319.510	84721640.721
26	7050.87	24083.27	29505.04	30319.590	59864723.204
27	4418.09	3422.75	7050.87	7445.855	5985347.291
28	3664.52	3689.45	7071.07	7212.520	3571062.349
29	240174.25	26907.97	255509.29	261295.755	2735916005.105
30	235809.70	7828.15	240174.25	241906.050	773192059.422
31	232158.97	5635.75	235809.70	236802.210	502265442.650
32	226686.00	6902.25	232158.97	232873.610	482382966.929
33	219012.72	8462.81	226686.00	227080.765	397636794.834
34	209973.27	9171.12	219012.72	219078.555	166030943.810
35	142021.44	71794.85	209973.27	211894.780	1996439548.057
36	141385.33	2420.78	142021.44	142913.775	165482949.327
37	141385.33	4880.62	143980.50	145123.225	294844383.109
38	135940.59	11755.76	143980.50	145838.425	599661951.182
39	135940.59	5585.09	130386.08	135955.880	38851938.210
40	4650.56	129971.51	130386.08	132504.075	301448910.851

三角形	a	b	c	s	
				$s = \frac{a+b+c}{2}$	$\sqrt{s(s-a)(s-b)(s-c)}$
41	130357.87	1122.53	129971.51	130725.955	68592558.621
42	131040.66	1689.34	130357.87	131543.935	100976659.558
43	15593.37	120488.74	131040.66	133561.385	720554875.362
44	14378.46	120488.74	129596.14	132231.670	694481478.033
45	20290.45	117881.73	129596.14	133884.160	1021558190.704
46	110259.79	13422.58	117881.73	120782.050	629069820.912
47	14932.53	98894.15	110259.79	112043.235	505130974.335
48	87537.01	17056.60	98894.15	101743.880	590628365.173
49	77076.99	11261.09	87537.01	87937.545	171263346.973
50	52931.05	24222.50	77076.99	77115.270	61449783.141
51	7203.39	45346.39	46405.19	49477.485	162931484.919
52	20789.31	36178.05	46405.19	51686.275	361649736.390
53	20789.31	11294.75	21919.83	27001.945	115719621.767
54	22726.91	10517.51	21919.83	27582.125	113752928.855
55	21108.14	9589.82	22726.91	26712.435	101075302.028
56	9794.82	3698.21	10517.51	12005.270	18109915.605
計	4433543.71	2380455.10	6363614.13	6588806.470	38359989038.452

建築確認内容概要書 (2020版)

工事等名称	金武町複合庁舎建設基本設計	建築場所	沖縄県国頭郡金武町金武		
建物用途	庁舎	構造	RC造	階数	地上 3階 地下 1階
敷地面積	38,350㎡	延床面積	11,851.32	建築面積	5,597.67

建築確認申請内容の概要

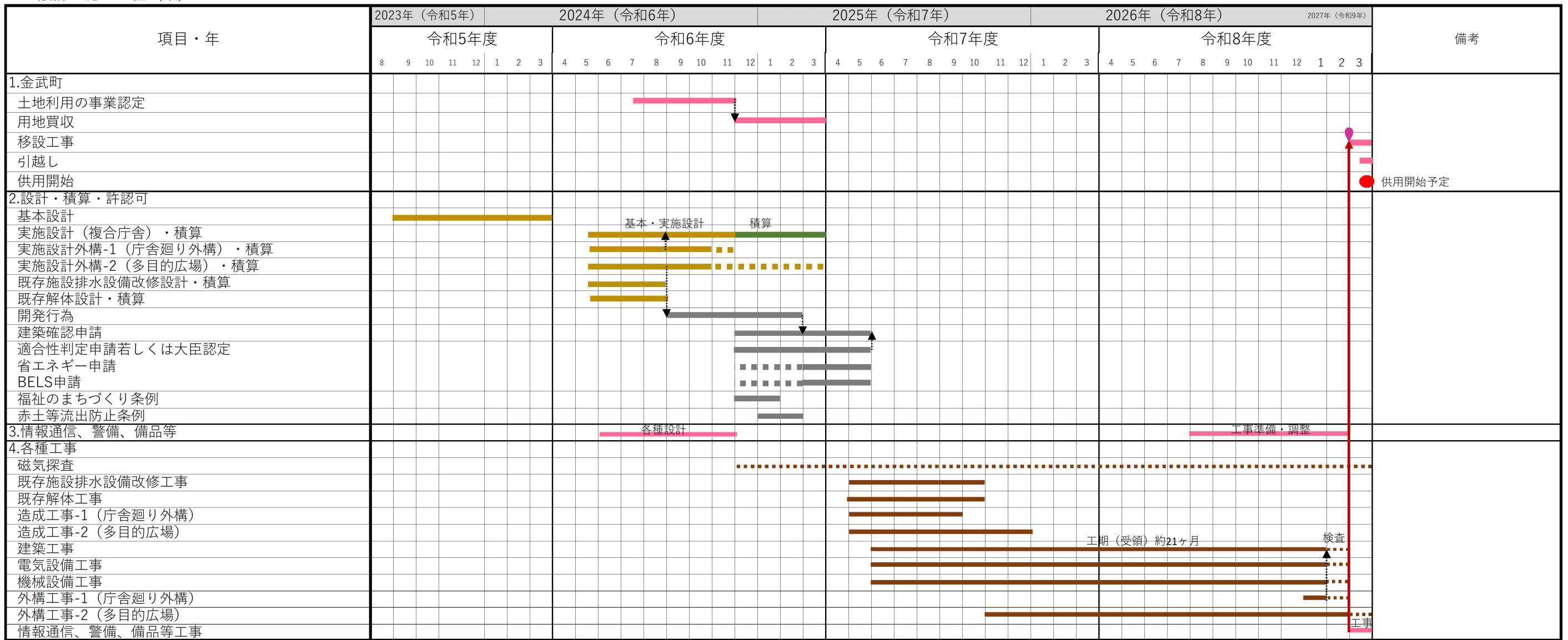
項目	根拠法令	申請内容あるいは適用の有(○)無(×)	記入方法及びチェックの要点(※)	審査
1 設計者資格	建築士法3~3の3	有	一級建築士、二級建築士、木造建築士、資格不要を記入	□
2 手数料		2,660,000		□
3 接道関係	法42~45、令144の4~5、令145	無	道路の種類(法42条○項○号)幅員(m)を記入	□
	法43②、県条例24~27	無	適用の有無を記入 ※延面>1,000㎡ 道路に4~6m以上接道等の	□
	法43条2項1号、2号	無	1号認定・2号許可の有無を記入	□
4 用途地域	法48、別表2、令130の3~9の6	無	用途地域名を記入 (特別用途地域の文教地区等があれば、かっこ書きで記入)	□
5 容積率	法52、令135の16	指定容積率 無 % 当該容積率 無 %	指定容積率()%≧当該容積率()% ※道路幅員<12m 住居系幅員×4/10 その他幅員×6/10	□
6 建蔽率	法53	指定建蔽率 無 % 当該建蔽率 無 %	指定建蔽率()%≧当該建蔽率()%	□
	県細則22	無	角地の10%緩和の有無を記入	□
7 壁面後退	法54	無	適用があれば後退距離(1.5m Or 1m)を 無ければ×を記入	□
8 絶対高さ	法55	無	適用があれば高さの限度(10m Or 12m)を 無ければ×を記入 ※1低・2低	□
9 天空率	法56、令135の5~11	無	適用があれば適用するもの(北側・道路・隣地)を 無ければ×を記入	□
10 北側斜線	法56、令135の4	無	適用の有無を記入 ※1低・2低、1中高・2中高 低層(5m+距離×1.25)、中高層(10m+距離×1.25)	□
	令135の4	無	緩和・特例の適用の有無を記入	□
11 道路斜線	法56、別表3	無	適用の有無を記入 ※住居系道路からの距離×1.25、その他×1.5	□
	令130の11~135の4	無	緩和・特例の適用の有無を記入	□
12 隣地斜線	法56、令135の3	無	適用の有無を記入※住居系 20m以上 (20m+距離× 1.25) その他 31m以上 (31m+距離×2.5)	□
	令135の3	無	緩和・特例の適用の有無を記入	□
13 日影規制	法56の2、別表4、県条例29	無	適用の有無を記入 ※1低・2低、1中高・2中高、1住・2住・準住 低層 軒高7m超or≧3F 平均地盤面1.5m その他住居系 高さ>10m 平均地盤面4m	□
	令135の2、令135の12、県細則25	無	緩和・特例の適用の有無を記入	□
14 耐火建築物等	法2、法27、別表1、令110~110の5、令115の3	有	適用の有無を記入	□
	耐火建築物等	耐火建築物	適用有りの場合、耐火、準耐火、法27条1項建築物のいずれかを記入	□
15 採光	法28、令19~20	有	適用の有無を記入 ※住宅、病院、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等≧1/7、学校、 保育所等≧1/5 体育館等、病院等の娯楽用の居室≧1/10	□
16 換気	法28、令20の2~3	有	適用の有無を記入 ※一般居室 ≧床面積の1/20 劇場等の居室、調理室	□
17 シックハウス	法28の2、令20の4~9	有	適用の有無を記入	□
18 排煙	法35、令126の2~3、 令116の2	有	適用の有無を記入 500㎡以内毎に防火壁で区画 排煙口は区画面積≧1/50 排煙口は天井から80cm以内が有効 住宅で≦2階、≦200以内は免除(H12建告1436) ※無窓居室の取扱注意	□
	令21条	有	適用の有無を記入 ※一般≧2.1m	□
19 天井高	令22、県条例6条	無	適用の有無を記入 ※50cm以下は防湿施工	□
20 床高	法31、令28~35	有	下水道接続、浄化槽設置、適用なしのいずれかを記入	□
21 便所	法35の2、令128の3の2、 令128の4、令129、県条例19	有	適用(制限)の有無を記入 ※特殊建築物、無開口部居室、調理室、階数≧3F 壁及び天井	□
22 内装制限	法30、令22の3、令114	有	適用の有無を記入 ※天井裏に達する 厚さ≧10cm 学 校等の間仕切りは準耐火構造	□
23 界壁・間仕切壁	法20、令81~99	ルート3	計算ルートを記入	□
	構造形式	ラーメン構造	ラーメン構造、かへ構造等形式を記入	□
24 構造計算	法35の3、令111	有	適用の有無を記入 ※無開口部居室は主要構造部を耐火構造or不燃材料(除外規定 有)	□

26 防火壁	法26、令113	無 (耐火構造による)	適用の有無を記入 ※延面>1,000㎡(耐火建築物又は準耐火建築物を除く) 壁端は50cm以上突出(除外規定有) 開口部幅及び高さは2.5m以下かつ特定防火設備を設ける	□
27 防火区画 (面積区画) (高層区画) (たて穴区画) (異種用途区画)	法36、令112(1~6項、 16、17項及び20、21項)	有	面積区画適用の有無を記入 ※耐火、準耐火構造:1,500㎡以内毎に防火区画(除外規定有) 2項準耐火建築物:500㎡以内毎に防火区画(除外規定有) 3項準耐火建築物:1,000㎡以内毎に防火区画(除外規定有) 給水管等が当区画を貫通する際は不燃材で穴埋め	□
	法36、令112(7~10項、 16、17項及び20、21項)	無	高層区画適用の有無を記入 ※11階以上が対象(除外規定有)	□
	法36、令112(11~17項及 び20、21項)	有	たて穴適用の有無を記入 ※地階or3階以上居室(住戸が2階以上)吹き抜け、階段、昇 降路、ダクトスペース 当該部分とその他の部分を区画(除外 規定有)	□
	法36、令112(18~21項) 県条例22	有	適用の有無を記入 ※耐火・準耐火義務の部分と それ以外の部分を防火壁、防火設備で区画 適用の有無を記入 ※自動車修理工場の場合、他の用途と防火設備で区画	□
28 階段	法36、令23~27	有	適用の有無を記入 ※手すり、階段、踊場の幅、けあけ寸法、 踏面寸法、踊場の間隔、傾斜路	□
29 直通階段	法35、令120~121条の2	有	適用の有無を記入 ※2階以上に居室 居室から避難階への距 離、2以上の直通階段を設ける場合の規定有	□
30 避難階段・特別避難階 段	法35、令122~123	無	適用の有無を記入 ※≧5F or ≦B2→避難or特別避難階段 ≧15F or ≦B3→特別避難階段(除外規定有)	□
31 廊下	法35、令119	有	適用の有無を記入 ※学校、病院、共同住宅 階の床面積>200㎡ 学校 片廊下≧1.8m 両廊下≧2.3m 病院、共同住宅 片廊下≧1.2m 両廊下≧1.6m	□
32 出口	法35、令118、令125~125の2、県条例11条	有	適用の有無を記入 ※内開き不可、歩行距離等	□
33 屋上広場等	法35、令126	有	適用の有無を記入 ※手すり等の高さ≧1.1m	□
34 敷地内通路	法35、令128~128の2	有	適用の有無を記入 ※出口から道、公園等への幅員≧1.5mの 通路 延面>1,000㎡の木造 周囲に幅員3mの通路(条件付 1.5m以上)	□
	県条例18	無	適用の有無を記入 ※原則前面に幅員2.5m以上の通路	□
35 非常用照明装置	法35、令126条の4~5	有	適用の有無を記入 ※避難階 30m以内に屋外 避難階の直上階・直下階20m以内に避難階段・屋外到達の場合 除外 共同住宅の居室等も除かれる	□
36 非常用の進入口	法35、令126条の6~7	有	適用の有無を記入 ※≧3F≦31m 進入口間隔≦40m ただし書き(非常用エレベーター又は代替進入口)	□
37 給排水設備	法36、令129の2の4	有	適用の有無を記入 ※階数≧3F、地階居室、延面積>3,000 ㎡ 風道、ダストシュート等不燃材料	□
		有	適用の有無を記入 ※貫通部分及び両側1m以内は不燃材料	□
		有	適用の有無を記入 ※共同住宅で≧3F、ガス漏れ警報設置	□
38 非常用EV	法34、令129の13の2~3	無	適用の有無を記入 ※高さ>31m 非常用EVの数、昇降口 ピー、昇降路の耐火区画 屋外出口への歩行距離≦30m だ だし書き除外規定除外規定あり	□
39 避雷設備	法33、令129の14	有	適用の有無を記入 ※高さ>20m	□
40 防火地域・準防火地域	法61、令136の2	無	適用の有無を記入 ※一定規模以上は耐火または耐火or準耐火	□
41 法22条区域	法22、令109の8	無	適用の有無を記入 ※特殊建築物は防火構造に	□
42 災害危険区域	法39、県条例3	無	適用の有無を記入	□
43 壁面線による建築制限	法47	無	適用の有無を記入	□
44 特定用途制限地域	法49の2、令130条の2	無	適用の有無を記入	□
45 景観地区	法68	無	適用の有無を記入	□
46 地区計画	法68の2	無	適用の有無を記入	□

関連法令

1 消防法	有	適用の有無を記入	□
2 屋外広告物法	無	適用の有無を記入	□
3 港湾法	無	適用の有無を記入	□
4 高圧ガス保安法	無	適用の有無を記入	□
5 ガス事業法	無	適用の有無を記入	□
6 駐車場法	無	適用の有無を記入	□
7 水道法	有	適用の有無を記入	□
8 下水道法	有	適用の有無を記入	□
9 宅地造成等規制法	無	適用の有無を記入	□
10 流通業務市街地の整備に関する法律	無	適用の有無を記入	□
11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	無	適用の有無を記入	□
12 都市計画法	有	適用の有無を記入	□
13 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	無	適用の有無を記入	□
14 自転車の安全利用の促進等に関する法律	無	適用の有無を記入	□
15 浄化槽法	無	適用の有無を記入	□
16 バリアフリー法	有	適用の有無を記入	□
17 福祉のまちづくり条例	有	適用の有無を記入	□
18 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	有	適用の有無を記入	□

2-8 設計・施工工程（案）



概算工事費

項目	工事費	備考
建築工事	4,991,410,000 円	
電気設備工事	1,446,480,000 円	
機械設備工事	839,160,000 円	
建築工事小計	7,277,050,000 円	
外構造成工事	551,000,000 円	
解体	171,950,000 円	
計	8,000,000,000 円	
消費税	800,000,000 円	
合計	8,800,000,000 円	